

第4章 障がい者福祉施策の展開

1 理解と交流の促進

(1) 啓発・広報活動の推進

現 状 と 課 題

障がい者が地域で生活していくためには、市民一人ひとりが障がいや障がい者に対する理解を深めていくことが重要です。一方で、アンケート全般や関係団体ヒアリングでも、あらゆる場面で障がいや病気への理解が足りないとの意見が多くなっています。

本市では、市広報等により障がいや障がい者の理解を促進する啓発・広報活動を行ってきましたが、十分とは言えない状況であり、さまざまな媒体の利用、また機会を捉えた効果的な啓発・広報活動を推進していく必要があります。

<アンケート自由記述より>

- 他人に本人の痛みがわかってもらえない。
- 現在においても、発達障がいへの理解が乏しく思います。どんな困難があるのか、もっと知ってもらいたいです。
- 私の障がいは心臓なので外見ではわからないため、障がい者の駐車場に札をつるして停めてもじろじろ見られる。階段をゆっくり歩いていたら、若いのにと言われた。
- 内部障がい者に対しての理解がなく、見た目で判断されることが多くストレスを感じる時が多々ある。どうにかしてほしい。

<関係団体ヒアリング調査より>

- 地域の理解が必要なので、行政がもう少し働きかけてほしい。
- 精神障がいについて、差別や偏見がある。病気の理解が不足している。

今後の具体的取り組み

①	<p>市広報やホームページ等の各種広報媒体を通じ、障がいや障がい者に対する正しい知識の普及啓発に努めます。【継続】（ふくし課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな媒体（広報・市ホームページ・SNS・デジタルサイネージ等）を使い、時宜を捉えた効果的な広報 ・理解促進研修・啓発事業（特定非営利活動法人香川県社会就労センター協議会との連携事業など） ・計画の普及，発達障害啓発週間（4月），障害者週間（12月）の際の啓発，障がいに関する市広報での短期集中連載など
②	<p>障がいに関する正しい理解のため，関係機関・関係団体と連携しながら，市民への啓発活動を展開します。【見直し】（ふくし課，人権課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自発的活動支援事業（関係団体の自主的な活動の促進），市社会福祉協議会との連携 ・人権啓発推進会議による人権啓発活動（人権課）

※【新規】【継続】【見直し】は，令和2年度に本計画を策定した際に，前期計画に掲載されていた取り組みを検証した結果です。以下同様。

取 り 組 み 指 標

	指標	令和元年度 基準値	見込値	
			令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a	理解促進研修・啓発事業（事業数）	0	1	1
b	自発的活動支援事業（事業数）	0	1	1

(2) 交流・ふれあいの居場所づくり

現 状 と 課 題

アンケートでは、知的・精神障がい者で近所づきあいが少ない傾向がありました（P 43・図表33参照）が、その一方で、自由時間の過ごし方における実際と希望のギャップについての質問では、「友人や知人と集まってすごす」が実際よりも希望が高く、「コミュニケーションの機会の提供」や「集まれる場所」があれば実現できるとの意見もありました（P 28・図表8, 9参照）。事業所アンケートでは、地域住民との交流について、「自治会などの地域の行事に施設の職員や利用者が参加している」「法人や事業所のイベントに地域住民を招いている」など、さまざまな機会を創出しているとの回答がありました（P 49・図表42参照）。

豊かな地域社会をつくるのは、人と人との関わり合いであることから、地域における強いつながりを築くには、交流・ふれあい活動の場が重要であると考えられます。さらに、近所で助けを必要としている人がいるかなどを把握し、必要な時に助け合うことができるよう、日常的な交流活動が必要です。

<関係団体ヒアリング調査より>

- 3障がいのつながるイベントがあればよい。障がい者が主体となって活動できる行事がない。
- 障がい者が遊べるプレイルームの整備

今後の具体的取り組み

①	障がいの有無にかかわらず、市や関係団体が実施する各種イベント等へ多くの人に参加できるように努め、障がい者と地域住民の交流が図られるよう推進します。【新規】（ふくし課） <概要> ・意思疎通支援を希望する障がい者が支援を受けられる体制づくり
②	社会福祉施設等での交流・ふれあい活動に地域の人に参加しやすいよう推進するとともに、障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に楽しむことができる交流・ふれあいの場を、関係団体等の意見を聞きながら検討します。【新規】（ふくし課） <概要> ・社会福祉施設等が実施する交流・ふれあい活動の把握、情報提供

③	<p>障がい者団体，また障がい者団体同士の活動を活発化させるため，障がい者等による地域における自発的な取り組みを支援します。【見直し】（ふくし課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・友愛のつどい開催の支援（補助事業） ・自発的活動支援事業（関係団体の自主的な活動の促進）
---	--

取 り 組 み 指 標

	指標	令和元年度 基準値	見込値	
			令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a	手話通訳者設置事業（設置手話通訳者）	1	1	1
b	手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業（回数）	5	18	18
c	友愛のつどい（回数）	1	1	1
d	自発的活動支援事業（事業数）（再掲）	0	1	1

(3) 互助の取り組みの推進

現 状 と 課 題

アンケートでは、近所に頼りたいこととして、「緊急時の連絡」や「安否確認・見守り」、「話し相手」などのニーズがありました（P43・図表33, P44・図表34参照）。

「互助」とは、友人・近隣など、個人的な関係性を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う力です。なかまづくりや住民同士のちょっとした助け合い、自治会活動、民生児童委員、ボランティアグループによる支援など幅広いさまざまな形態が含まれます。

本市では、本計画の上位計画である「第3次坂出市地域福祉計画」に基づき、地域の中の助け合いで解決を図る「互助」の取り組みの強化を重点施策の1つとしています。市民の福祉に対する意識の向上を図るとともに、関係機関、関係団体との連携を強化し、住民主体で地域の課題に取り組む仕組みを構築することが大切です。

また、高齢化や人口減少が進み、地域や家庭、職場という人びとの生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、公的支援でも、さまざまな分野の課題が絡み合っただ複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。このような中で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

今後の具体的取り組み

①	障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整えるため、地域福祉の中核を担う民生児童委員の活動を支援します。【新規】（ふくし課）
②	手話奉仕員養成研修の周知・啓発を行うとともに、市社会福祉協議会と連携し、ボランティア情報の提供やボランティア間の交流を支援します。【見直し】（ふくし課）
③	障がい者団体、また障がい者団体同士の活動を活発化させるため、障がい者等による地域における自発的な取り組みを支援します。【見直し】（ふくし課）（再掲）
④	本計画の上位計画である地域福祉計画の普及啓発を図り、地域福祉活動を推進します。【新規】（ふくし課）

取 り 組 み 指 標

指標	令和元年度 基準値	見込値	
		令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a 手話奉仕員養成研修（参加人数）	2	2	2
b 友愛のつどい（回数）（再掲）	1	1	1
c 自発的活動支援事業（事業数）（再掲）	0	1	1



(4) 生涯学習（文化，スポーツ等）の振興

現 状 と 課 題

障がい者が、文化活動やスポーツ・レクリエーション等に参加することは、自立や社会参加を促進するとともに、生きがいのある生活を送る上でも大きな効果が期待されます。

アンケートでは、仕事以外で参加している団体活動等として、「趣味・文化・スポーツ活動」が相対的に多い一方で、「特に参加していない」と回答したかたも多くを占めています（P 27・図表7参照）。また、別の質問項目では、自由時間のすごし方の実際と希望は、「習い事やサークル，趣味の集まりなどに参加する」「資格取得やパソコン講座などの勉強をする」「ジョギングや球技，水泳など，運動をする」「釣りやキャンプ，ドライブなど，屋外の趣味をして過ごす」「遊興施設（カラオケ，ゲームセンター，パチンコなど）へ出かける」「美術館やコンサート，映画，祭りなどのイベントに出かける」「地域の集まりやボランティアなどに参加する」については“実際”より“希望”のかたが多く，多様な活動の潜在的なニーズが見られます（P 28・図表8参照）。

趣味・娯楽活動や生涯学習，文化・スポーツ活動等は，障がい者の生きがいや社会参加活動の促進につながり，生活の質の向上を図るために大きな役割を果たすことから，多様なニーズに対応した社会参加の促進に向けた取り組みが必要です。

<関係団体ヒアリング調査より>

- 絵を描くということが障がい者にとっての励みでもあり生きがいでもある。
- 障がい者が自由に利用できるスポーツ施設，娯楽施設を希望する。

今後の具体的取り組み

①	<p>障がい者が芸術・文化・余暇活動等を通じて生活のゆとりと豊かさを実感するとともに社会参加ができるよう，創作活動などを行う地域活動支援センターについて適切な支給量の決定に努めるとともに，文化活動等の成果が発表できる場の確保にも努めます。【見直し】（ふくし課，文化振興課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターを利用するかたに適切な支給決定（ふくし課） ・理解促進研修・啓発事業（特定非営利活動法人香川県社会就労センター協議会との連携事業など）（ふくし課） ・障がいをもった人たちのアート ふしぎnaたね展（文化振興課）
---	---

②	<p>障がい者スポーツのより一層の普及・振興を図り、スポーツを通じた障がい者の社会参加を促進するとともに、障がい者の健康づくりや生きがいくくり、障がい児の体力づくりのため、スポーツ・レクリエーション活動を支援します。【見直し】（ふくし課，生涯学習課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいがあるかたを対象としたスポーツ教室（カローリング，ボッチャ，卓球バレーなど） ・令和3年度予定のパラリンピック聖火フェスティバル参加
---	---

取 り 組 み 指 標

指標	令和元年度 基準値	見込値	
		令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a 理解促進研修・啓発事業（事業数）（再掲）	0	1	1
b 地域活動支援センター（実人員数（人））	92	92	92
c ふしぎなたね展（回数）	1	1	1
d 友愛のつどい（回数）（再掲）	1	1	1
e 障がい者スポーツ教室（回数）	6	6	6

2 保健・医療の推進

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

現 状 と 課 題

図表1（P23）にあるように障がいの種類はさまざまであり、疾病を原因とする障がいについては、疾病に至る前の健康教育が重要となります。健診の受診を促進することで早期に疾病を発見でき、その後、必要に応じた指導を行うことで予防できる可能性が高くなります。

また、乳幼児における発達障がいなども早期に発見することで早期治療・療育に取り組むことができ、障がいの重度化予防につながります。アンケートでも、発達に課題がある子どものための施策等で、「発育・発達上の課題の早期発見」が重要であるとされています（P37・図表23参照）。

また、生活習慣病をはじめとする慢性疾患は増加傾向にあることから、その予防と生活習慣病由来の病気の後遺症や寝たきりを予防する対策が必要です。

本市では、各種健診による健康管理への支援や健康教育、介護予防事業などにより、疾病等の予防支援に努めています。また、市政出前講座等で地域に出向いたり、市が推進するウォーキングについて正しい知識と実技指導の教育を実施しています。

障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期治療の体制を確立するため、ライフステージの各段階に応じた対応を図るとともに、一層の啓発を行っていく必要があります。

今後の具体的取り組み

①	<p>各種事業やイベント、各地区での健康教育において、各種健診の受診や心身の健康、疾病予防に関する知識等の普及啓発を推進し、疾病等の予防に努めます。【継続】（けんこう課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政出前講座等における健康教育やウォーキングの実技指導など ・かいご課と共催の「さかいで健幸まつり&介護の日」で健康づくりについての普及啓発活動を展開
---	---

②	各種がん検診，健康診査を実施し，疾病の早期発見・治療を行うことで，疾病の重症化や合併症による障がいの原因となる疾病等の発生予防を図ります。【継続】（けんこう課，こども課）
③	<p>高齢者等に対する介護予防事業を推進し，高齢者の心身の機能維持・回復などを支援するとともに，高齢者自らが介護予防に向けた活動の担い手となり，社会参加の促進を促す機会づくりに努めます。【見直し】（かいご課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・けんこう課と共催の「さかいで健幸まつり&介護の日」で認知症や転倒予防等について普及啓発を行う。

取 り 組 み 指 標

指標		令和元年度 基準値	見込値			
			令和5年度 中間値	令和6年度 見込値	令和8年度 目標値	
a	乳幼児の健康状態の把握率（％）	100	—	100	—	
b	5歳児健診（受診率（％））	99.1	100	100	100	
c	各種がん検診	胃がん検診 （受診率（％））	3.3	—	5.0	—
		肺がん検診 （受診率（％））	16.9	—	20.0	—
		大腸がん検診 （受診率（％））	14.1	—	17.0	—
		子宮頸がん検診 （受診率（％））	13.9	—	17.0	—
		乳がん検診 （受診率（％））	17.4	—	20.0	—
d	特定健診（受診率（％））	37.3	—	60.0	—	
e	特定健康指導（実施率（％））	24.3	60.0	—	—	

※他計画との整合性を確保するため，令和6年度見込値を記載した。

(2) 保健・医療・介護・福祉の連携

現 状 と 課 題

障がい者の自立促進において医療の役割は極めて大きく、在宅障がい者の緊急時の対応や障がい者医療に関する公費負担医療給付事業等は障がい者の経済的負担軽減の点からも重要です。

アンケートでは、医療機関の受診について、身体障がい者・精神障がい者の8割以上、知的障がい者の約6割で「定期的に受診している」と回答しています（P24・図表2参照）。また、医療について困っていることは、「困っていることはない」人が過半数ですが、複数の診療科を回ることや通院時の付き添いについての困りごとが意見として出されています（P24・図表3参照）。

少子高齢化の急速な進展に伴い、保健・医療・介護・福祉サービスに対するニーズは多様化、高度化しており、疾病予防から治療、介護・福祉までのニーズに応じた多様なサービスが地域において切れ目なく一貫して提供されることが求められます。さらに、地域で安心して生活していくために、専門的な医療等の充実や、医療と介護・福祉サービスの相互の連携強化が重要です。

今後の具体的取り組み

①	心身障がい者医療費助成制度等の各種医療制度の周知を図るとともに、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の周知を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。【見直し】（ふくし課，けんこう課）
②	医療機関等に出向くことが困難な在宅の障がい者や高齢者に対し、適切な医療・看護が提供されるよう、医療機関等と連携を図ります。【見直し】（ふくし課，かいご課） <概要> <ul style="list-style-type: none"> ・退院時にソーシャルワーカーと連携し、在宅で安心して生活できるよう、障がい福祉サービス等の情報提供を行い、必要なサービスの支給決定につなげる。 ・在宅医療と介護の連携を図る拠点として坂出市医師会に設置した「坂出市在宅医療介護連携支援センター」の活用

取 り 組 み 指 標

指標	令和元年度 基準値	見込値	
		令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a 更生医療の給付（給付決定人数）	146	145	145
b 育成医療の給付（給付決定人数）	7	8	8
c 精神通院医療（給付決定人数）	831	910	970



(3) 精神保健福祉対策の推進

現 状 と 課 題

こころの健康が保てず、精神疾患にかかる人や社会生活への適応に困難が生じている人が増加しており、高次脳機能障がい・依存症・発達障がい等については、依然として市民の認識が十分とは言えない状況です。

本市では、令和元年度にすべての人がかけがえのない個人として尊重され、生きがいや希望を持って暮らすことのできる社会の実現をめざし、「第1次坂出市自殺対策計画」を策定し、さまざまな要因で心身に不調を来した際には迷うことなく相談できるよう、相談窓口などの情報をわかりやすく提供するとともに、相談に適切かつ迅速に対応できるよう、関係機関との連携の充実を図っています。

アンケートでは、精神障がい者の5割を超えるかたが「経済的なこと」を不安に思っていると回答し、「健康・医療について」や「将来の生活設計」が続いています（P38・図表24参照）。精神障がい者が精神科病院から退院する際、地域生活に不安のある場合や支援を必要としているケースでは、ケース会議による関係者間の情報共有を行ったり、地域自立支援協議会の地域包括ケア部会においても、地域生活への移行に向けた課題の抽出・検討を行っています。“入院医療中心から地域生活中心へ”という方針に対応していくため、地域生活への移行や地域で暮らしていくための体制整備を進める必要があります。

今後の具体的取り組み

①	<p>各種事業やイベント、各地区での健康教育において、各種健診の受診や心身の健康、疾病予防に関する知識等の普及啓発を推進し、疾病等の予防に努めます。【見直し】（けんこう課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康相談 ・第1次坂出市自殺対策計画の内容に沿った対応
②	<p>精神障がい者の退院前や退院後に、適宜病院や相談支援事業所等とケース会議を開催し、精神障がい者の地域生活への移行を支援します。【継続】（ふくし課，けんこう課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者地域移行推進キャラバン隊参加を通じた地域生活への移行のためのさまざまな情報提供 ・地域自立支援協議会の地域包括ケア部会で地域生活への移行に向けた課題の抽出・検討

③	<p>精神障がい者に対する正しい知識の普及啓発に努めます。【継続】（ふくし課，けんこう課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな媒体（広報・市ホームページ・SNS・デジタルサイネージ等）を使い，時宜を捉えた効果的な広報 ・理解促進研修・啓発事業（特定非営利活動法人香川県社会就労センター協議会との連携事業など） ・計画の普及，発達障害啓発週間（4月），障害者週間（12月）の際の啓発，障がいに関する市広報での短期集中連載など
④	<p>医療，障がい福祉・介護，社会参加，住まい，地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざし，関係者による協議を継続して行います。【新規】（ふくし課，けんこう課，かいご課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会の地域包括ケア部会における協議
⑤	<p>障がい者団体，また障がい者団体同士の活動を活発化させるため，障がい者等による地域における自発的な取り組みを支援します。【見直し】（ふくし課）（再掲）</p>

取 り 組 み 指 標

指標		令和元年度 基準値	見込値	
			令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a	理解促進研修・啓発事業（事業数）（再掲）	0	1	1
b	自発的活動支援事業（事業数）（再掲）	0	1	1

3 療育・教育の充実

(1) 早期療育体制の構築

現 状 と 課 題

障がい児への支援においては、適切な療育を早期に行うことで将来における社会適応能力の向上などが期待できることから、早期発見・早期療育の促進が重要です。アンケートでも、「療育事業の充実」や「発育・発達上の課題の早期発見・診断」について一定のニーズがあると言えます（P37・図表22, 23参照）。

本市では、各種健診・相談に加え、就学前に5歳児健診を行っています。また、発達障がいの疑いのある児童や保護者に対し、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士の専門的な立場から、保護者の相談・教育・グループミーティングを行い、保護者の負担や不安感の軽減を図っています（かもめ教室）。

乳幼児期から学齢期までの発達は、その後の成長にとって大切なものです。障がいや発達に不安がある場合、早期に状況を把握するとともに適切な方法による支援を受けることが重要になります。また、乳幼児期・学齢期のそれぞれの発達段階に応じた療育や教育を継続的に提供できる体制の充実が必要です。

今後の具体的取り組み

①	<p>各種健診・相談を実施することにより、保健師や医師、言語聴覚士、臨床心理士等の多職種が連携し、障がいの早期発見・早期支援に努めます。【継続】（ふくし課、けんこう課、こども課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診未受診者に関し、保育所・幼稚園・認定こども園と連携して勧奨
②	<p>発達障がいに関して情報発信・啓発を行って理解促進を図るとともに、発達段階や年齢等に応じて適切な支援が行えるよう、相談対応や関係機関との情報共有・連携を図ります。また、発達障がいの疑いのある児童や保護者に対し、保健師や臨床心理士による少人数制の相談・教育・グループミーティングによる支援（かもめ教室）を行います。【見直し】（ふくし課、けんこう課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・けんこう課と連携し、適切な療育へつなげる。 ・発達障がいに関する市民への啓発

③	<p>就学前に5歳児健診を行い、特に支援が必要な児童の早期発見・早期介入を図り、一人ひとりの特性に応じた支援を行います。【継続】(けんこう課, こども課)</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・5歳児健診の実施, 関係課との連携
④	<p>保護者への子育て相談や教育相談を丁寧に行うとともに、医療、専門機関との連携を図り、巡回相談の実施やケース会議の拡大・充実を図ります。【継続】(ふくし課, けんこう課, こども課, 学校教育課)</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中讃地域特別支援連携協議会の開催 ・ケース会議の充実, 関係課との連携体制の構築

取 り 組 み 指 標

指標		令和元年度 基準値	見込値		
			令和5年度 中間値	令和6年度 見込値	令和8年度 目標値
a	乳幼児の健康状態の把握率(%) (再掲)	100	—	100	—
b	5歳児健診(受診率(%)) (再掲)	99.1	100	100	100

※他計画との整合性を確保するため、令和6年度見込値を記載した。

(2) 特別支援教育の充実

現 状 と 課 題

学校教育においては、特別支援教育として、児童生徒一人ひとりの障がい特性およびニーズに応じた適切な指導と支援を行っています。

アンケートでは、通所・通学して感じることで、「今の保育所や学校に満足している」が半数近くを占めていますが、「障がいのない児童・生徒とのふれあいが少ない」

「休日などに活動できるなかまや施設がほしい」「通所・通学に時間がかかる」「進路指導が不十分」などといった不満もみられます（P 36・図表21参照）。

障がいの有無にかかわらず、すべての児童・生徒が、ともに学び、ともに育つ機会の充実を図るほか、障がいの多様性を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた「多様な学びの場」を確保する、インクルーシブ教育を推進していくことが重要です。

今後の具体的取り組み

①	サポートファイル「かけはし」を活用し、学校等の進級・進学する際や就労の際に、これまでの支援の経過や内容（医療機関、関係機関との連携等）を引き継ぐことで、一貫した支援が行えるよう努めます。【継続】（ふくし課，こども課，学校教育課）
②	障がい児一人ひとりの能力を引き出し、最大限に伸ばしていくため、インクルーシブ教育の理念に基づき、適切な学習の場が選択できるよう、本人や家族の考えを尊重しながら、きめ細かい一貫した就学相談・教育相談を行います。【継続】（こども課，学校教育課）
③	特別支援学級の指導では、障がいの特性に応じた教育方法の工夫・改善に努めるとともに、特別支援学校との連携を図ります。また、障がいの程度が比較的軽い通常の学級に在籍する児童生徒に対し、通級による指導を行っていきます。【見直し】（学校教育課）
④	特別支援教育について、特別支援教育支援員や特別支援学級担任への教育相談や療育相談、研修会を通して指導力の向上に努めます。また、障がい児の教育について理解と認識を深めるため、巡回相談・連携訪問やスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用するとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に研修の充実にも努めます。【見直し】（学校教育課）
⑤	学校教育における障がい児に適したICT機器の整備に努めるとともに、学習ソフト等の活用を充実します。【見直し】（教育総務課，学校教育課）

⑥	障がい児に対する切れ目のない支援を行うため、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の連携を深め、総合的支援体制の充実を図ります。【新規】（ふくし課，けんこう課，こども課，学校教育課） <概要> ・医療的ケア児の対応など
⑦	障がいのある児童生徒の特性に応じ、必要な物理的バリアフリーの整備など、合理的配慮に努めます。【新規】（こども課，教育総務課，学校教育課）
⑧	幼児教育や学校教育の中で発達段階に応じた人権教育を推進するとともに、総合的な学習の時間を利用した福祉体験，ボランティア活動への参加により，障がい者（児）や障がいに対する理解を深め，「心のバリアフリー」の理解を推進します。【新規】（こども課，学校教育課）
⑨	義務教育修了後の進路拡大を図るため，就労・福祉の関係機関や企業との連携を強化するとともに，多様な進路が選択できるよう，能力・適性や障がいの程度に応じた指導・助言を行います。【新規】（ふくし課，学校教育課）

取 り 組 み 指 標

指標	令和元年度 基準値	見込値	
		令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a サポートファイル「かけはし」 （作成率（％））	45	65	80
b 小中学校トイレ整備事業（実施校数）	15	15	15
c 就学等教育相談（件数）	134	110	110
d 特別支援教育支援員 （配置率（％））	幼稚園	100	100
	小中学校	90	100
特別支援教育コーディネーター（配置率（％））	小中学校	100	100
e タブレット導入事業（実施校数）	10	15	15
f 巡回相談（申込人数）	8	8	8

(3) 保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の連携体制の構築

現 状 と 課 題

障がい児やその保護者が、教育、福祉、医療、保健、労働等の関係機関から包括的な支援を受けようとする際に、関係機関に本人等の様体やそれまでの支援状況を伝え、連携のとれた支援を受けられるサポートファイル「かけはし」の活用を促進しています。また、支援のあり方を検討するため、関係者によるケース会議やサービス担当者会議を開催しています。

各関連分野が共通の理解に基づき共働する総合的な支援体制を構築することが重要であり、必要な支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが必要です。

就学前教育から学校へ、学校から卒業後の進路先へと、障がい児一人ひとりのニーズに対応して、生涯にわたって一体的に効果的な支援を行えるよう、福祉と教育と就労の3者の施策の連携強化を図ることが重要となっています。

今後の具体的取り組み

①	障がい児に対する切れ目のない支援を行うため、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の連携を深め、総合的支援体制の充実を図ります。【新規】（ふくし課，けんこう課，こども課，学校教育課）（再掲）
②	保護者への子育て相談や教育相談を丁寧に行うとともに、医療，専門機関との連携を図り，巡回相談の実施やケース会議の拡大・充実を図ります。【継続】（ふくし課，けんこう課，こども課，学校教育課）（再掲）

取 り 組 み 指 標

指標	令和元年度 基準値	見込値	
		令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a 巡回相談（申込人数）（再掲）	8	8	8

4 自立した生活支援の推進

(1) 障がい福祉サービス等の充実

現 状 と 課 題

アンケートでは、障がい福祉サービス等の現在の利用状況と今後の利用希望について、すべてのサービスで“現在の利用状況”より“今後の利用希望”のかたが多く、サービスに対する潜在的なニーズが見られます（P29・図表10参照）。本市のこれらのサービスの利用実績をみても、利用人数・利用量ともに概ね増加傾向で推移しており、こうした利用動向を踏まえると、今後もさらなるサービスの利用が予想されます。

障害者総合支援法および介護保険法の改正により平成30年4月から「共生型サービス」が創設されました。これにより、障がい福祉と介護保険の両方のサービスを受ける利用者や障がい福祉サービスから介護保険サービスに移行する利用者が、同一事業所から双方のサービスを受けることが可能となり、利用者の負担が軽減するとともに、人材や施設など限られた地域資源の有効活用が期待されます。

アンケートでは、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行について、「所得の少ない支援の必要な人にとって負担が増えないように考慮してほしい」が最も多く、以下「移行する前に、わかりやすい情報を提供してほしい」「障がいの程度によっては、障がい福祉サービスを利用し続けたい」と続いています（P31・図表13参照）。また、事業所アンケートでは、「今後共生型サービスの指定を受ける意向がある」と回答した法人や、「できる限り共生型サービスを提供できるようにしていきたい」との回答した法人も一定数ありました（P50・図表43、44参照）。

今後、高齢化に伴い、障がい福祉サービスと介護保険サービスを併用する障がい者の増加や、障がい者本人だけでなく、介護する家族が要介護者となることが想定され、障がい福祉制度と介護保険制度の一層の連携が必要になると考えられます。

今後の具体的取り組み

①	障害者総合支援法のもとで、「障がい福祉計画（障がい児福祉計画）」に基づき、障がい者等の障害支援区分または種類および程度、介護を行うかたの状況等に応じて必要な障がい福祉サービス等の支給量を決定し、適切な障がい福祉サービスの提供に努めます。【見直し】（ふくし課）
---	---

第4章 障がい者福祉施策の展開

②	<p>「地域共生社会」の実現に向け、障がい福祉サービス等のみならず、介護保険事業や高齢者福祉事業との連携を図り、複数の支援やサービスを受けるなど、利用者本位のサービス等の提供に努めます。【新規】（ふくし課，かいご課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生型サービスの提供 ・介護サービス併給時の連携
③	<p>サービス内容や提供事業者等の情報について、相談支援事業所等と連携しながらわかりやすく提供します。【新規】（ふくし課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手帳受け渡し時、また必要に応じて「福祉のしおり」を提供 ・委託相談支援事業所による情報提供
④	<p>県の施設等に対する実地指導や監査に同行し、適切なサービス提供が行われているか確認するとともに、社会福祉法人の市法人指導監査と連携して必要な指導を行います。【見直し】（ふくし課）</p>
⑤	<p>サービスの利用希望の多いグループホームや短期入所について、事業所に対して既存施設の活用等を含めた拡充の推進を図ります。【継続】（ふくし課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームや短期入所のサービスに関し、新規参入や拡充を希望する事業所（法人）に対する情報提供等

取 り 組 み 指 標

指標		令和元年度 基準値	見込値		
			令和5年度 中間値	令和8年度 目標値	
a	計画相談支援（利用者数）	491	515	530	
b	県の実地指導・監査等への同行（回数）	7	10	10	
c	短期入所	延利用日数（日）	157	199	235
		延利用者数（人）	31	38	44
d	共同生活援助（利用者数）	87	106	109	
e	共生型サービス（事業所）	1	1	1	

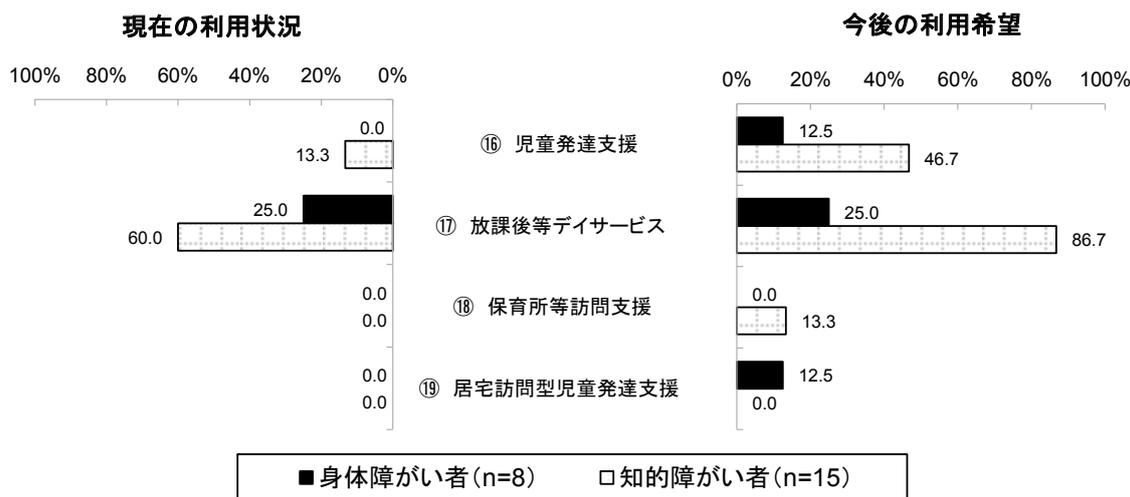
(2) 障がい児支援の充実

現 状 と 課 題

児童福祉法の一部改正に伴い、第5期計画より、市町村において障がい児通所支援や障がい児相談支援の量の見込みや提供体制の確保に係る目標などを示した「障がい児福祉計画」を障がい福祉計画と一体的に策定することとなっています。

アンケートでは、療育や発達支援に関する項目で、わかりやすいサービスの情報提供や保護者に対する相談支援体制の充実を求める声が多くありました（P37・図表22、23参照）。心身に障がいのある子どもや発達の気になる子どもに対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応等の支援を行う児童発達支援や放課後等デイサービスなど障がい児通所支援サービスを利用する障がい児は増加傾向にあり、サービス提供体制の一層の充実が必要です。

【障がい児通所支援の現在の利用状況と今後の利用希望(障がい別:18歳未満のみ)】



また、地域や学校等の違いにより受けられるサービスに差が出ないように、行政、サービス提供事業所、幼稚園・保育所・認定子ども園・小中学校等の関係機関の連携により、障がい児に対する支援体制を充実する必要があります。

さらに、医療技術等の進歩を背景として、日常的に医療的ケアが必要な児童が全国的に増加していることから、医療的ケア児とその家族への支援の充実が求められています。

<関係団体ヒアリング調査より>

●医療、教育、療育がつながっていない。

今後の具体的取り組み

①	障害者総合支援法のもとで、「障がい福祉計画（障がい児福祉計画）」に基づき、障がい者等の障害支援区分または障がいの種類および程度、介護を行うかたの状況等に応じて必要な障がい福祉サービス等の支給量を決定し、適切な障がい福祉サービスの提供に努めます。【見直し】（ふくし課）（再掲）
②	サービス内容や提供事業者等の情報について、相談支援事業所等と連携しながらわかりやすく提供します。【新規】（ふくし課）（再掲）
③	県の施設等に対する実地指導や監査に同行し、適切なサービス提供が行われているか確認するとともに、社会福祉法人の市法人指導監査と連携して必要な指導を行います。【見直し】（ふくし課）（再掲）

取 り 組 み 指 標

指標		令和元年度 基準値	見込値		
			令和5年度 中間値	令和8年度 目標値	
a	児童発達支援	延利用日数（日）	154	204	228
		延利用者数（人）	20	26	29
b	放課後等デイサービス	延利用日数（日）	847	960	1,020
		延利用者数（人）	69	80	86
c	障がい児相談支援（利用者数）	115	133	142	
d	医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーター（配置人数）	1	1	1	
e	県の実地指導・監査等への同行（回数） （再掲）	7	10	10	

(3) 地域生活移行・定着の促進

現 状 と 課 題

精神障がい者が精神科病院から退院する際、地域生活に不安のある場合や支援を必要としているケースでは、ケース会議による関係者間の情報共有を行ったり、地域自立支援協議会の地域包括ケア部会においても、地域生活への移行に向けた課題の抽出・検討を行っています。

“入院医療中心から地域生活中心へ”という方針に対応していくため、施設や病院から地域生活への移行にあたっては、円滑な移行ができるよう、移行に至るまでの支援、移行後の地域定着に係る支援の充実が必要であり、地域生活への移行や地域で暮らしていくための体制整備を進める必要があります。

今後の具体的取り組み

①	精神障がい者の退院前や退院後に、適宜病院や相談支援事業所等とケース会議を開催し、障がい者の地域生活への移行を支援します。【継続】（ふくし課，けんこう課）（再掲）
②	医療，障がい福祉・介護，社会参加，住まい，地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざし，関係者による協議を継続して行います。【新規】（ふくし課，けんこう課，かいご課）（再掲）
③	地域で安心した生活が送れるよう，関係機関の協力のもと，緊急時支援や体験の機会・場の提供を行う「地域生活支援拠点等」を整備し，その機能の充実を図ります。【新規】（ふくし課） <概要> ・地域生活支援拠点等事業の実施と検証（第6期障がい福祉計画の成果目標）

取 り 組 み 指 標

指標	令和元年度 基準値	見込値	
		令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a 地域生活支援拠点等事業 機能充実のための運用状況の検証（回数）	—	1	1
b 施設入所者の地域生活への移行（人）	—	2	1
c 施設入所支援（人）	69	67	67

(4) 経済的な支援

現 状 と 課 題

アンケートでは、世帯の収入源は「自分の年金」「家族の給料や年金」が多く、「自分が働いた給料」は約2割と少ない状況で、仕事での悩みでも「収入が少ない」が最も多い状況です（P31・図表14参照）。また、経済状況はいずれの障がいでも『ゆとりのある生活をしている』と回答した人はわずかで、「普通の生活をしている」と回答した人は身体障がい者、知的障がい者で半数以上となっています。一方で、精神障がい者では『苦しい生活をしている』人が約6割と最も多くなっています（P32・図表15参照）。

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、生活基盤が安定する必要があることから、経済的自立に向けた支援を行うことは重要です。各種手当・給付の制度に基づき支給事業を実施しており、引き続き制度の周知を図っていく必要があります。

今後の具体的取り組み

①	医療費の自己負担分の軽減や障害年金のほか、特別障害者手当等の制度、自動車税（環境性能割・種別割）や軽自動車税（環境性能割・種別割）、NHKの受信料等の減免措置、公共交通機関等の運賃割引など、各種制度を広く周知します。【新規】（ふくし課） <概要> ・各種減免、各種サービスの割引、障害年金等の周知（「福祉のしおり」の配布、市ホームページへの掲載など）
②	障がい者の経済的な安定のため、県の心身障害者扶養共済制度を周知し、掛け金を助成します。【新規】（ふくし課）
③	在宅で生活する重度の障がい者を常時介護している家族に対して、介護慰労金を支給し、介護者の日常生活の負担軽減を図るとともに、紙おむつを給付して、その生活を支援し、介護するかたの援助を行います。【新規】（ふくし課）
④	心身障がい者医療費助成制度等の各種医療制度の周知を図るとともに、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の周知を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。【見直し】（ふくし課、けんこう課）（再掲）

取 り 組 み 指 標

指標	令和元年度 基準値	見込値	
		令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a 特別障害者等手当（件数）	959	935	935

5 雇用・就業支援の推進

(1) 障がい者雇用の促進

現 状 と 課 題

「障害者雇用促進法」に基づき、事業主は、進んで障がい者の雇い入れに努めるとともに、法定雇用率に相当する障がい者の雇用をしなければならないとされ、現在障がい者の雇用が推進されていますが、その現状は依然として厳しい状況にあります。ハローワークをはじめとする労働関係機関が、障がい者の雇用促進に向け、障がい者と雇用先双方の相談に対応していますが、本市としては、さまざまな支援制度の周知を図ることにより、雇用・就労を促進していく必要があります。

アンケートでは、現在の仕事をどのように探したかを伺ったところ、身体障がい者では「自分で」を除くと「ハローワーク」、知的障がい者では「学校」や「障がい者施設・事業所」、精神障がい者では「障がい者施設・事業所」が最も高くなっています（P33・図表17参照）。就労状況については、「常勤で仕事をしている（障がい者施設での就労を含む）」人は知的障がい者で約3割と最も多く、一方で、就労自体を希望していない人が身体・精神障がい者では最も多くなっています（P32・図表16参照）。仕事をしていない人にその理由を聞いたところ、心身・年齢上の理由で仕事をしない人以外では「受け入れてくれる職場が多くない」「職場まで通うのが難しい」が理由であるとされています（P34・図表19参照）。

就労は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面でも重要であり、障がい者の能力や適性に応じた就労の場を確保していけるよう、関係機関などへの働きかけなどを含めた就労支援に関する取り組みが重要です。

今後の具体的取り組み

①	<p>障がい者の就労を促進するため、商工会議所等の関係団体と連携を図りながら、ハローワーク等の関係機関と障がい者雇用の取り組みおよび周知・啓発を行います。</p> <p>【継続】（ふくし課，企業活力推進室）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会就労部会の取り組み
②	<p>「就労移行支援」や「就労継続支援」などの事業を通じ、一般就労への移行者の増加と就労定着支援の推進を図ります。【見直し】（ふくし課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援，就労継続支援に係る必要な支給決定

取 り 組 み 指 標

指標		令和元年度 基準値	見込値	
			令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a	中讃東圏地域自立支援協議会就労部会の開催	11	12	12
b	就労移行支援	延利用日数(日)	70	70
		延利用者数(人)	6	6
c	就労継続支援A型	延利用日数(日)	380	440
		延利用者数(人)	19	22
d	就労継続支援B型	延利用日数(日)	3,125	3,575
		延利用者数(人)	185	215



(2) 総合的な雇用・就業支援施策の推進

現 状 と 課 題

アンケートでは、必要な就労支援について「職場の障がい者理解」が最も多く、以下「短時間勤務や勤務日数などの配慮」「通勤手段の確保」「仕事の内容に合った就労訓練」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」と続いています（P35・図表20参照）。

障害者就業・生活支援センターでは、障がい者の就労希望に対応し、就職や職場定着が困難な障がい者等の就労の機会の拡充に努めています。

また、市内に居住する障がい者を職場実習に受け入れた事業所が、そのまま実習生を雇用するケースが多く、坂出市独自の障がい者就労支援制度の利用をきっかけとした実習が一般就労につながっていますが、効果は限定的であり、障がい者就労支援制度の周知に努めるとともに、学校や障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携していく必要があります。

今後の具体的取り組み

①	ハローワーク等の関係機関と連携し、企業等の法定雇用率達成に向けた広報・啓発を行うとともに、本市の職員採用においても、障がい者雇用の推進を図ります。【新規】（職員課，教育総務課，企業活力推進室）
②	障がい者がその能力と適正に応じて就労し、社会的役割を担うことによって生きがいを見出し経済的自立ができるよう、関係機関が連携した総合的な就労支援体制の強化を図ります。【継続】（ふくし課） <概要> ・ 就労希望者に対し、自立した日常生活に向けた必要なサービスの支給決定を行う。 ・ 相談支援専門員の関わり ・ 地域自立支援協議会就労部会の取り組みなど
③	坂出市独自の障がい者就労支援制度を活用し、就労機会、就労意欲の促進を図ります。【継続】（ふくし課） <概要> ・ 市在住特別支援学校高等部生徒資格取得費補助金 ・ 障がい者職場実習奨励金 ・ 障がい者就職支度金

取 り 組 み 指 標

指標		令和元年度 基準値	見込値	
			令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a	本市における障がい者の職員雇用率 (市長部局)(%)	1.97	2.6	2.6
	本市における障がい者の職員雇用率 (教育委員会)(%)	0.78	2.6	2.6
b	坂出市在住特別支援学校高等部生徒資格取得 費補助金(支給者数)	1	18	18
c	坂出市障がい者職場実習奨励金(支給者数)	5	15	15
d	坂出市障がい者就職支度金(支給者数)	8	10	10



(3) 福祉的就労の支援

現 状 と 課 題

本市と特定非営利活動法人香川県社会就労センター協議会（高松市）が、障がい者が接客体験などをできる就労体験の場を提供することにより、一般就労の促進を図ることを目的として、障がい者就労体験事業「ヨロコビ・ワゴンセール」を実施しています。

また、障害者優先調達推進法に基づき、率先して市が障がい者就労施設へ物品や役務などを発注していくことで、当該施設の物品等の受注を確保し、工賃の向上に取り組んでいます。

一般就労の促進は、障がい者就労施設・事業所関係者がめざすべきものではありませんが、それが難しいかたや企業等へ就職した後に退職されるかたも存在します。一般就労を希望するかたにとっての訓練の場である就労移行支援のみならず、一般就労が難しいかたに働く場を提供する就労継続支援の存在は重要です。福祉的就労の場は、日中活動の場、社会参加の場、企業就労に向けた訓練の場として重要であり、今後も需要を把握しつつ、福祉的就労の場を確保していくことが求められています。

今後の具体的取り組み

①	坂出市障がい者就労体験事業「ヨロコビ・ワゴンセール」を継続・充実を図ります。【継続】（ふくし課）
②	特に市内事業所をはじめとする障がい者就労施設等の受注機会を拡大し、当該施設等が供給する物品等の需要の増進を図り、もって当該施設等で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立促進につなげるため、市が調達する物品・役務について障がい者就労施設等からの物品等の優先調達推進のための周知に努めます。【見直し】（ふくし課）

取 り 組 み 指 標

指標	令和元年度 基準値	見込値	
		令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a ヨロコビ・ワゴンセール延実習人数 (人/年)	274	200	200
b 障がい者就労支援施設等からの物品等の優先 調達 (千円)	2,286	2,450	3,000

6 安全・安心な生活環境の整備

(1) 住まいの場の確保

現 状 と 課 題

アンケートでは、現在の居住場所は「自分の家」70.8%、「借家・アパート」11.4%、「公営住宅」2.5%となっており、他は施設、病院、グループホーム等で居住しています。今後の希望の居住場所は「今のままでよい」72.9%、「家族と一緒に自宅で暮らしたい」19.6%で、将来的に自宅で暮らしたい、地域で生活したいというニーズが伺えます（P 26・図表5, 6参照）。また、グループホームの“現在の利用状況”は2.8%，“今後の利用希望”は10.5%となっています（P 29・図表10参照）。

入所施設または長期入院している病院から地域での生活に移行するための住まい、または自宅を出て自立した生活を送る場として、グループホームの充実が求められています。また、自宅で生活を続けたいかたが多くを占めることから、住居が確保できるような支援も必要です。

今後の具体的取り組み

①	市営住宅の老朽化により建て替えを検討する際には、障がい者や高齢者向けの住宅を念頭に置いた整備・改修を行うなど、障がい者等の立場に立った良好な住環境を整備します。【見直し】（建設課）
②	障がい者が地域で自立した生活ができるよう、地域移行支援のサービスを活用した住宅の確保やグループホームの利用・拡充を促進します。【継続】（ふくし課） <概要> ・障がい者等の居住の安定確保を図るため、香川県居住支援協議会が情報提供している「住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅」の活用や、グループホームの家賃について、障がい者の地域移行を進めるため、低所得者への助成を行っています。
③	障がい者の自立促進や介護者の負担軽減のため、住宅改修または改造に対する助成や日常生活用具等の給付を行います。【新規】（ふくし課、かいご課）
④	地域で安心した生活が送れるよう、関係機関の協力のもと、緊急時支援や体験の機会・場の提供を行う「地域生活支援拠点等」を整備し、その機能の充実を図ります。【新規】（ふくし課）（再掲）

取 り 組 み 指 標

指標	令和元年度 基準値	見込値	
		令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a 重度障がい者に対する住宅改造助成（件数）	0	1	1
b 日常生活用具（住宅改修費）の支給（件数）	0	1	1
c 地域生活支援拠点等事業 機能充実のための運用状況の検証（再掲）	0	1	1



(2) 移動手段の充実

現 状 と 課 題

障がい者が生きがいのある充実した生活を送れるよう、社会参加の機会を拡大するための取り組みが必要です。アンケート結果では、必要な支援として「外出」が最も多くなっており（P25・図表4参照）、障がい福祉サービスのうち、相対的ではあるものの、「移動支援」や「同行援護」、「行動援護」への一定のニーズがうかがえ（P29・図表10参照）、事業所においても、利用者から望む声が多いが不足していると認識されています（P47・図表39、P48・図表40参照）。

移動支援事業により、地域における自立した生活や余暇活動等への社会参加の促進を図っていますが、障がい者のニーズをすべてカバーしているとはいえない状況であり、地域自立支援協議会において、要件の見直しやサービスのあり方等の検討が必要となっています。

また本市では、JR坂出駅を起終点とした循環バスや、市中心部と郊外を結ぶ路線バス、路線バスが運行していない地区でのデマンド型乗合タクシーを運行するなど、中心市街地の利便性向上と地域住民の移動手段の確保のため、利用しやすく持続可能な公共交通体系の構築に努めています。

また、現在も自動車改造費や自動車運転免許取得の助成等を実施していますが、今後とも、利用者のニーズを把握しながら、必要に応じて新たな助成制度や既存の制度の見直しや拡充を検討し、障がい者の社会参加を促進します。

<アンケートの自由記述、関係団体ヒアリング調査より>

- 通院するのにタクシーチケットがほしい。
- 高齢となり通院にバスを利用するので、無料化や運行の利便性の向上を切に願います。
- 循環バスのルート延長、デマンドタクシーの利便性向上を図ってほしい。
- 今は自家用車に乗れるが、いずれ乗れなくなる。ぜひ家の近くに循環バスの停留所がほしい。

今後の具体的取り組み

①	地域における自立生活および社会参加を促進し、余暇活動等の日常生活において、障がい者が円滑に外出できるよう、移動支援事業の利用を促進するとともに、他自治体の制度も研究しつつ、助成制度など支援のあり方を検討します。【見直し】（ふくし課）
---	--

②	身体障がい者の自動車改造や運転免許取得の助成，重度身体障がい者の介助者用自動車改造の助成により，身体障がい者の社会参加を支援します。【継続】（ふくし課）
③	障がい者等も気軽に低コストで移動できるよう，「坂出市循環バス」や「デマンド型乗合タクシー」等，公共交通機関の利便性向上のための取り組みを推進します。【継続】（都市整備課）

取 り 組 み 指 標

事業		令和元年度 基準値	見込値		
			令和5年度 中間値	令和8年度 目標値	
a	移動支援	総 利 用 時 間	5,052	5,460	5,820
		実 人 員	90	96	102
b	自動車改造助成	介助者用改造助成 （支給者数）	1	2	2
		本人運転用改造助成額 （支給者数）	1	2	2
c	自動車運転免許取得費の助成（支給者数）	1	1	2	

(3) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

現 状 と 課 題

障がい者が、身近な地域で安心して生活していくためには、建築物、道路のバリアフリー化の促進による、住みよい生活環境づくりが重要です。

現在、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「香川県福祉のまちづくり条例」等に基づき、すべての人が快適に暮らせるまちづくりに向けた公共施設のバリアフリー化等に努めるとともに、道路等においては、障がい者のみならず、すべての人が安全に利用できる環境整備を推進しているところです。

一方でアンケートでは、外出時に不便を感じることは「公共交通機関の利用が不便」「介助者がいないと外出できない」「障がい者用駐車場が不備、または少ない」「休憩できる場所が少ない」などが多くなっています。前回調査と比較すると、いずれの項目も減少しており、法制面での整備も進み、着実に取り組みが進められてきていると考えられますが、なお既存施設などのさらなるバリアフリー化が課題となっています（P39・図表26参照）。

<アンケートの自由記述，関係団体ヒアリング調査より>

- 歩道の拡幅とバリアフリー化を希望
- 車椅子生活ではあるが、いろいろな人にちょっとした助けを受けています。感謝しています。よく出かけるのですが道がガタガタでタイヤが滑ります。
- 歩道の、段差や坂になっている所を整備してほしい。

今後の具体的取り組み

①	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、公共施設のバリアフリー化を推進し、障がい者や高齢者が円滑かつ安全に利用できるよう、設備の改善に努めます。【見直し】（ふくし課，政策課，総務課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画に基づいた総合管理 ・既存施設の適切な点検・管理
②	<p>街路整備や歩道整備を行い、障がい者等も安全かつ快適に外出できる環境整備に努めます。【継続】（建設課，都市整備課，共働課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道（建設課），都市計画道路（都市整備課）の環境整備 ・障がい者等も含めた歩行空間等の積極的な整備推進 ・交通安全施設の整備・更新など

③	都市公園の整備については、障がい者等も安心して利用できるよう、整備・改修を図ります。【新規】（都市整備課）
---	---



(4) 防災対策の推進

現 状 と 課 題

アンケートでは、災害時に自力で避難ができると回答した人は 56.4%ですが、知的障がい者では 60.9%ができないと回答し（P 4 5・図表 3 5 参照）、災害時に周囲に知らせることができると回答した人は全体では約 6 割でしたが、障がい特性別にみると、知的障がい者では 4 割程度にとどまっています（P 4 5・図表 3 6 参照）。また、災害時に近所に助けてくれる人がいる人は 23.8%で、前回調査からほとんど変わっていません（P 4 6・図表 3 7 参照）。障がい者等に対し、地域の協力により見守りや災害時の安否確認・避難支援を実施する仕組みづくりの構築が必要です。

本市では、地域の自主防災組織等を通じて、避難行動要支援者避難支援計画の周知・啓発に努めていますが、避難支援者の高齢化、自治会加入率の減少等により、避難行動要支援者避難支援計画の作成件数は増加していません。

災害時には、情報提供の充実や避難時の対応が重要となるため、正確な情報を入手できる環境づくりを進めるとともに、日常における啓発活動や避難訓練の実施、避難時における支援体制づくりに向けた取り組みが重要です。

今後の具体的取り組み

①	<p>市広報やホームページ等を活用し、避難所等の情報や防災知識の普及啓発を図ります。【継続】（危機監理室）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌「防災はじめの一步」の連載 ・ 避難所運営マニュアルにおける要配慮者への対応
②	<p>避難行動要支援者避難支援計画の周知・啓発を推進し、避難支援体制の確立および地域防災力の向上を図ります。【継続】（危機監理室）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者名簿の作成
③	<p>障がい者や高齢者にも配慮した使用しやすい防災機器等の普及に努めます。【継続】（ふくし課，危機監理室，消防本部）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活用具の給付 ・ 防災訓練，防災講話による啓発 ・ 障がい者等の障がい特性にも配慮した防災機器の普及 ・ 住宅用火災警報器の普及

④	地域や社会福祉施設等において、適切な防災訓練，防災教育が行われるよう努めます。【継続】（危機監理室，消防本部）
⑤	指定避難所での集団生活が困難な障がい者等に対しては，福祉避難所（二次避難所）を確保するとともに，社会福祉施設等との協力体制を図ります。【継続】（ふくし課，危機監理室）

取 り 組 み 指 標

指標	令和元年度 基準値	見込値	
		令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a 避難行動要支援者避難支援計画 (策定済件数 (累計))	48	59	68



(5) 救急・交通安全対策の推進

現 状 と 課 題

これまでも、119番登録制度や発信地表示システムにより、緊急通報時の速やかな災害要請現場の特定と緊急出場までの時間短縮を図ってきましたが、聴覚や発話に障がいがあるかたのための新しい緊急通報システムである「Net119緊急通報システム」を令和2年10月より導入し、緊急事態が発生した際の聴覚障がい者等の円滑な緊急通報手段として期待されます。

また、障がい者等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てるため、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた交通安全教育を推進しています。

今後の具体的取り組み

①	119番登録制度や発信地表示システム、Net119緊急通報システムなどにより、災害時や緊急時の迅速な救済活動を図ります。【見直し】(消防本部)
②	障がい者や高齢者、その他健康に不安のある人の安全・安心を確保するため、救急医療情報キット(きんとキット)を配布します。【継続】(ふくし課)
③	障がい者が交通事故にあうのを防ぐため、関係機関・団体が共働し、交通ルールやマナーの啓発や交通安全・事故防止教育を推進します。【継続】(共働課)
④	警察等関係機関や地域、企業、各種団体、行政の連携のもと、地域安全体制の充実に努めます。【継続】(共働課)

取 り 組 み 指 標

指標	令和元年度 基準値	見込値	
		令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a きんとキット市内配布数(個)	332	315	315
b Net119登録件数(R2からの累計)	—	34	40

7 情報提供・相談支援体制の充実

(1) 障がい特性に応じた情報提供の推進

現 状 と 課 題

現在、本市では、目の不自由なかに広報の内容をテープに録音して送付する「声の広報」や、障がい者や高齢者に配慮し、市ホームページに音声読み上げ機能を搭載するなど、情報提供におけるバリアフリー化を図っています。また、聴覚障がい者が病院等に行く際に手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの支援に取り組んでいます。

さらに、障がい福祉に関する情報については、市広報や市ホームページ等への掲載に加え、窓口での手続きの際に「福祉のしおり」をお渡しするなど、サービスに関する情報提供に努めています。

アンケートでは、サービスの情報を入手する際に困っていることは「どこに情報があるかわからない」が34.0%と多く、以下「情報の内容がむずかしい」「パソコン・スマホなどを持っていないため、インターネットが利用できない」「パソコン・スマホなどの使い方がわからないため、インターネットが利用できない」と続いています（P30・図表11参照）。また、サービスの利用について「どんなサービスがあるのかよくわからない」「どのサービスが自分に合っているのかよくわからない」といった不満が多くなっていることから、情報を得る方法のわかりづらさや制度・サービスのわかりにくさがうかがえ、障がい特性別にみると、精神障がい者において回答した割合が高くなっています（P30・図表12参照）。

障がい福祉サービスの利用支援にあたっては、サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、わかりやすさに配慮しつつ、情報提供の充実を図る必要があります。

今後の具体的取り組み

①	障がい者や高齢者を含め、誰もが利用しやすいホームページづくりに努めます。【継続】（秘書広報課）
②	手話通訳者設置事業や、手話通訳者および要約筆記奉仕員の派遣事業により、聴覚障がい者等へ必要な支援を行うとともに、聴覚障がい者等の自立および社会参加の促進を図ります。【見直し】（ふくし課） <概要> ・意思疎通支援を希望する障がい者が支援を受けられる体制づくり

第4章 障がい者福祉施策の展開

③	障がい者が必要なサービスを十分に活用できるよう、さまざまな媒体・ツールを使用することで、障がい者に関わる施策や事業、福祉サービス等について、わかりやすい情報提供や窓口対応に努めます。【継続】（ふくし課，けんこう課，秘書広報課）
④	相談支援事業を活用した事業所による情報提供や障がい者団体，障がい者相談員，関係機関等のネットワークを活用し，広く情報提供に努めます。【継続】（ふくし課）
⑤	学校教育における障がい児に適したICT機器の整備に努めるとともに，学習ソフト等の活用を充実します。【見直し】（教育総務課，学校教育課）（再掲）
⑥	図書館におけるデージー図書や，さわる絵本，電子図書の視覚障がい者用図書の購入等，障がい者（児）の利用への対応を充実します。【継続】（文化振興課）

取 り 組 み 指 標

	指標	令和元年度 基準値	見込値	
			令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a	手話通訳者設置事業（設置手話通訳者） （再掲）	1	1	1
b	手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業 （回数）（再掲）	5	18	18
c	相談支援事業（事業所数）	11	11	11
d	障がい者相談員による相談（延相談件数）	462	500	500

(2) 相談支援体制の整備

現 状 と 課 題

本市では各種相談支援委託事業を実施しており、令和元年度からは、発達障がいに関する相談日を設けてきめ細かな相談体制を整備しています。また、民生児童委員、障がい者相談員など、各地域の中で身近に相談できる体制があります。

その一方で、アンケートでは、相談時に困ることは「どこに相談したらいいかわからない」が最も多く、以下「相談相手が少ない・いない」「相談したいが、苦手でできない」「相談のための手続きが大変」「日時を気にせず連絡できる場所がない」などとなっています（P39・図表25参照）。

障がい者が必要なときに気軽に相談できるようにするためには、身近な地域での相談窓口の充実を図るとともに、専門的な支援へとつなげることができる体制の確保が重要であり、相談先の情報提供や身近な相談の場の充実等が求められていることから、地域自立支援協議会においても、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の必要性などについて議論を始めています。

今後の具体的取り組み

①	障がい者やその家族が、不安を解消したり、さまざまな施策・サービスを円滑に利用し、安心して生活できるよう、窓口だけでなく、電話やメール等、利用しやすいきめ細かな相談体制の充実を図ります。【継続】（ふくし課） <概要> ・相談支援事業（委託）
②	ケース会議を実施し、一人ひとりの状況に応じた適切な対応に努めるとともに、個別事例から明らかになった課題等については、関係機関と連携して解決に向けて取り組みます。【新規】（ふくし課）
③	地域における障がい福祉に関する関係者による連携および支援の体制に関する協議の場である「中讃東圏域地域自立支援協議会」を中心に、相談支援事業の中から出てきた地域の課題に対し、関係機関等の相互の調整を図りながら、その解決に向けた協議を行います。【新規】（ふくし課）
④	地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」に関して、設置の必要性やあり方について、中讃東圏域地域自立支援協議会などで協議を行い、検討を進めます。【新規】（ふくし課）
⑤	発達障がい者（児）や高次脳機能障がい者、難病患者等、障害者手帳を持たない障がい者（児）の相談支援を関係機関と連携して行います。【継続】（ふくし課）

第4章 障がい者福祉施策の展開

⑥	身体障がい者相談員，知的障がい者相談員，精神障がい者相談員による活動を推進するとともに，専門機関や民生児童委員と連携しながら地域の相談体制を強化します。【新規】（ふくし課）
⑦	医療，障がい福祉・介護，社会参加，住まい，地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざし，関係者による協議を継続して行います。【新規】（ふくし課，けんこう課，かいご課）（再掲）

取 り 組 み 指 標

指標	令和元年度 基準値	見込値	
		令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a 障がい者相談員による相談（延相談件数） （再掲）	462	500	500
b 相談支援事業（事業所数）（再掲）	11	11	11
c 基幹相談支援センター機能強化事業 （事業の有無）	無	有	有

8 差別の解消および権利擁護の推進

(1) 差別解消の推進と合理的配慮の普及

現 状 と 課 題

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とする「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行されました。

アンケートでは、障害者差別解消法の認知状況を伺ったところ、「名称も内容も知っている」は6.6%にとどまり、「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」が19.1%、「名称も内容も知らない」は65.4%であり、障害者差別解消法で求められる「合理的配慮」についてはさらに低く（P40・図表27、28参照）、障がい者を対象とした今回のアンケートで低い認知度であったことから、差別を差別と認識していないかたもいるのではないかと危惧されるところです。なお、図表29、30（P41）では、差別を受けた経験・場所についての回答がまとめられています。

当事者も含め、障がいに関する理解を深めるためには福祉教育や人権啓発の充実とともに、障がい者自身も地域社会を構成する一人であることを認識することが重要です。そのために障がいの有無にかかわらず、互いに理解し合い、交流できる機会や場を拡充することや、障がい者自身が地域における活動等に積極的に参加しやすい環境をつくることが重要です。

<アンケート自由記述より>

- なりたくてなった障がいではありません。でも受け入れて生活していても偏見はあります。いつ、障がい者になってもいい様な世の中になればいいです。
- たまに近所で自治会活動に参加していますが、未だに近所の人から「理解が出来ないから参加は控えてくれ」と言われます。正直、自宅にて本人のみでというのも難しいと思います。自立生活は家族のみでやっていて、家族の私自身も「市のふくし課」という感じです。定年や解雇された時の再支援活動においても「不安でしかありません」というのを切実に感じます。

今後の具体的取り組み

①	障がいを理由とする差別をなくすため、障がいや障がい者に対する理解を深めるための啓発、また「障がい者福祉計画」および「障がい福祉計画」や「障害者週間（12月3日～9日）」などの周知を図り、障がい者の自立と社会参加を推進します。【見直し】（ふくし課）
②	障害者差別解消法などの考え方を市民にわかりやすく普及啓発を行い、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮に関して、「坂出市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、適切な対応・指導を行っていきとともに、すべての市職員が適切に対応するための必要な研修も行っていきます。【新規】（ふくし課） <概要> ・差別解消法の周知・啓発
③	中讃東圏域地域自立支援協議会において、差別や虐待情報の共有を図るとともに、事例分析検討会を行い、適切な対応に努めます。【新規】（ふくし課）
④	「坂出市人権尊重のまちづくり条例」により、すべての人が、人間らしく幸せに生きるための人権尊重の社会の実現をめざし、人権啓発を推進します。【継続】（人権課）
⑤	人権擁護委員による人権相談を継続して行います。【継続】（人権課）
⑥	選挙権を障がいのある人が行使できるよう、不在者投票の周知や投票所におけるバリアフリー化などの必要な措置を講じます。【新規】（選挙管理委員会事務局）
⑦	幼児教育や学校教育の中で発達段階に応じた人権教育を推進するとともに、総合的な学習の時間を利用した福祉体験、ボランティア活動への参加により、障がい者（児）や障がいに対する理解を深め、「心のバリアフリー」の理解を推進します。【新規】（こども課、学校教育課）（再掲）

取り組み指標

指標	令和元年度 基準値	見込値	
		令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a 障害者差別解消法に関し、内容まで知っているかたの割合（%）	6.6	10.0	15.0
b 中讃東圏域障害者差別解消支援地域協議会の開催（回）	1	1	1

(2) 虐待の防止

現 状 と 課 題

平成24年10月1日に坂出市障がい者虐待防止センターをふくし課障がい福祉係に設置するとともに、厚生労働省および香川県の「障害者虐待の防止と対応」に基づき、坂出市における障害者虐待防止対応マニュアルを作成し、関係機関等と連携し、障がい者虐待の予防・早期発見と、虐待を受けた障がい者・養護者への迅速な対応にあたっています。

また、虐待が認められるケースで緊急的な対応が必要な場合、短期入所を活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保するとともに、地域生活支援拠点等事業の中で、緊急時の一時受け入れ後に必要な対応へつなげていく仕組みを設けています。

しかし、虐待に至る過程には広範かつ複雑なものもあり、対応に苦慮しているのが実情です。適切な対応のためには、対応に携わる職員の資質の向上を図るとともに、障害者虐待防止法の周知・啓発も重要な取り組みになると考えられます。

【坂出市障がい者虐待防止センター(ふくし課)への虐待通報および認定件数】(虐待者別)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
養護者	通報等件数	2	1	2	2	5
	虐待認定	1	1	2	1	2
施設従事者等	通報等件数	2	3	3	4	0
	虐待認定	2	1	1	1	0
使用者	通報等件数	0	1	1	0	0
	虐待認定	0	0	0	0	0
計	通報等件数	4	5	6	6	5
	虐待認定	3	2	3	2	2

今後の具体的取り組み

①	施設従事者や家族などによる障がい者に対する虐待を防止するため、窓口である「坂出市障がい者虐待防止センター(ふくし課障がい福祉係)」を中心に、関係機関と連携し、虐待通報の受理、虐待予防や早期発見、虐待を受けた障がい者の保護と自立のための支援を行います。【新規】(ふくし課)
②	障害者虐待防止法の内容について、市民に周知・啓発を行います。【新規】(ふくし課)
③	障がい者虐待の防止のため、「坂出市障害者虐待防止対策協議会」等を定期的開催します。【新規】(ふくし課)
④	中讃東圏域地域自立支援協議会において、差別や虐待情報の共有を図るとともに、事例分析検討会を行い、適切な対応に努めます。【新規】(ふくし課)(再掲)

取 り 組 み 指 標

指標		令和元年度 基準値	見込値	
			令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a	坂出市障害者虐待防止対策協議会の開催 (回数)	0	1	1



(3) 権利擁護の推進

現 状 と 課 題

アンケートで成年後見制度の認知度を伺うと、前回調査から大きく変わっておらず、利用している人はごくわずかです（P 4 2・図表3 1 参照）。しかし、知的障がい者のニーズとして「金銭管理」を求める意見があり（P 2 5・図表4 参照）、後見人に財産管理を「任せてもよい」「一部なら任せてもよい」と考えている人は多くいることから、制度の潜在的なニーズは低くありません（P 4 2・図表3 2 参照）。当事者や親族の高齢化に伴い、成年後見制度の必要性は今後も高まっていくと考えられます。

判断能力が十分ではない人を支える重要な手段であるにもかかわらず、成年後見制度が十分に活用されていない実態に鑑み、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

法律および計画では、市町村において、市町村計画の策定、協議会その他の合議制機関の設置、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携ネットワークの構築および当該ネットワークにおいて中核的な役割を果たす中核機関の設置に努めることとされています。本市では、令和2年度より坂出市社会福祉協議会へ委託し、「成年後見制度利用促進体制整備事業」をスタートさせました。「坂出市成年後見センター（坂出市社会福祉協議会）」を中核機関とし、本市や成年後見制度とかかわりのある専門職や関係機関等と連携し、制度の周知・啓発や相談支援、利用促進、そして成年被後見人や成年後見人への支援を行う「地域連携ネットワーク」を構築していきます。

今後の具体的取り組み

①	判断能力が低下しても安心して暮らし続けることができるよう、成年後見制度利用支援事業を活用し、成年後見制度の利用が必要な人が適切に利用できるようなするための支援を実施します。【新規】（ふくし課）
②	国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、「坂出市成年後見センター（坂出市社会福祉協議会）」を中核機関とし、本市や成年後見制度とかかわりのある専門職や関係機関等と連携し、制度の周知・啓発や相談支援、利用促進、そして成年被後見人や成年後見人への支援を行う「地域連携ネットワーク」を構築していきます。【新規】（ふくし課）

【成年後見制度利用促進体制整備事業のイメージ図】

